

2019年12月

Mizuho Global InfoStation

ベトナムのビジネス法務・金融・会計 ～ベトナムの銀行口座の登録について～

作成：VIA VIETNAM CO., LTD.

編集 / 発行：株式会社みずほ銀行 国際戦略情報部



©2019 株式会社みずほ銀行

- ・本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- ・本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- ・本資料の情報は、みずほ銀行（以下“当行”）が作成元より提供を受けており、著作権は原則として作成元に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- ・本資料記載の情報は、作成元が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。当行及び作成元は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。



2019年12月15日
VIA VIETNAM CO., LTD
村山憲司

ベトナムの銀行口座の登録について

1. はじめに

近年、ベトナムでは、ライセンスのオンライン申請、税金や社会保険の電子申告、さらにインボイスの電子化が義務となり、ペーパーレス化による効率的な政府機関との手続きが行われるようになりました。ベトナムの銀行口座は、重要な企業情報の一つとして、従来、複数の政府機関にペーパーにて登録する必要がありましたが、現在は、上述の流れと同様に、電子化により効率的な仕組みに変更されています。

2. ベトナムの銀行口座

ベトナムで法人を新設すると、会社印の登録が完了後に、直接投資用資本金口座（以下、DICA）と 経常口座（普通預金と定期預金）が開設され、出資者から DICA に資本金が振り込まれることで実際に事業を開始することができます。DICA は、資本金や配当金、オフショアローンの入出金に必要な口座で、1 企業につき 1 口座しか開設できません。経常口座は、通常の決済に使われる口座であり、口座数の制限はありません。金利が高い銀行で定期預金を積み立てる等の理由で、経常口座を複数有する場合があります。

3. 口座情報登録

1) 経緯

税務登録に関する旧規定¹では、企業法に基づき設立された企業（以下、企業）は、自らが開設したすべての銀行口座を、その開設日から 10 営業日以内に、所定書式にて管轄税務局に届け出る必要がありました。2016 年 8 月 12 日より有効となった現行規定²では、企業法に

<企業の銀行口座情報の登録システム>

財務省	計画投資省
通達 156:登録義務あり (開設日から 10 営業日以内)	2006 年企業法:登録義務あり
2016 年 8 月 12 日以降	
通達 95:登録義務なし	2014 年企業法:登録義務あり (開設日から 10 日以内)

¹ 財務省通達 156/2013/TT-BTC 第 9 条

² 財務省通達 95/2016/TT-BTC 第 12 条 1 項

基づく企業登録情報の登録プロセスを通じて、口座開設日から 10 日以内に登録申請をする必要があります。そして、計画投資省の「企業登録システム」と財務省の「税務登録情報システム」の連携を通じて、税務局は企業の口座情報を把握しています³。

2) 企業法に基づく企業登録情報の登録手続き

企業登録情報

企業法の施行細則である通達 20/2016/BKHDT の付録 II-2 (一人有限会社の登録情報の申請書)によると、企業登録情報とは、以下の内容となります。

- 企業名称、本店住所、事業内容、出資者、資本金、資金調達方法、法定代表者、**税務登録情報** (銀行口座、チーフアカウント、決算月を含む)

登録手続き

企業法の施行細則である政令 108/2018/ND-CP 第 1 条 13 項において、企業法第 209 条に定める計画投資省経営登録室が開設・管理する「国家企業登録情報サイト」上でのオンライン登録方法について定めています。

ステップ 1	企業登録情報の変更日(つまり、銀行口座の開設日)から 10 日以内に、国家企業登録情報サイトにログインして、変更情報を入力し、添付書類をアップロードする。
ステップ 2	企業は「申請確認書」の発給を受ける。
ステップ 3	申請書に不備がなければ、変更版企業登録証明書(以下 ERC)の発給通知を受ける。
ステップ 4	企業は、ステップ 3 の発給通知から 30 日以内に、書面にて申請書(署名付き原本)をステップ 2 の「申請確認書」とともに提出して、変更版 ERC 原本の発給を受ける。 *30 日以内に本書面申請を行わない場合は、本登録は無効となる。

4. 税務上の取り扱い

1) 付加価値税 (VAT)

納付する付加価値税の算出にあたり、仕入れ先に支払ったインプット VAT を顧客から受領したアウトプット VAT と相殺することを仕入税額控除といいます。以前は、この仕入税額控除の要件の一つである非現金決済の要件を満たす銀行送金において、販売者と購入者の双方の口座が税務局に登録されていることが求められていました⁴。しかし、仕入先が指定する振込口座が税務局に登録されているか否かを確認することは実務上の負担が重いことから、2016 年 12 月 15 日に施行された財務省通達 173/2016/TT-BTC にて、当該要件は廃止されています。

2) 法人税

法人税の損金算入の 3 要件は、事業に関連した実際に発生した費用、法律に基づく「イ

³ 政令 78/2015/ND-CP 第 16 条 2 項

⁴ 通達 219/2013/TT-BTC 第 15 条 3 項

ンボイス」や「証憑書類」の整備、（20 百万ドン以上の支払いでは）非現金決済となります。銀行口座の登録を怠った場合、非現金決済の一つである銀行送金では、付加価値税法上の取り扱いに準じるとしており⁵、上記の通達 173 の取扱いは適用されるものの、の法令に基づく証憑書類の整備の要件を満たさないとして、当該口座から支払った費用はすべて損金として認められない可能性があると考えられます。

5. おわりに

ベトナム政府は、企業が使用するインボイスにとどまらず、銀行口座も登録制として管理しています。これは、日本と比較してかなり厳しい管理体制となります。本登録を怠る場合、行政処分として 50 万～500 万ドンの罰金が科せられるだけでなく⁶、未届出の銀行口座を通じて支払った費用は（法人税上の）損金として認められない可能性があります。銀行の口座の追加もしくは変更をされた場合は、本登録を必ず行うようにしてください。

以上

【問い合わせ先】VIA VIETNAM CO., LTD

担当：村山 憲司 / Kenji Murayama

E-mail：murayama@via-vn.com

TEL: Hanoi Head office 024-6688-6733 / HCM branch 028-6288-7589

⁵ 通達 78/2014/TT-BTC 第 6 条 1 項

⁶ 政令 50/2016/ND-CP 第 31 条